

北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリン

目次

ページ

真淵監査委員出長
○地方自治法第115条の11第3項の規定による包括外部監査人補助者の氏名及び住所並びに補助される期間

真淵監査委員公表

○包括外部監査人

真淵監査委員告示

北海道監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年5月15日

北海道監査委員	土田 弘
北海道監査委員	神戸 典臣
北海道監査委員	谷 慶藏
北海道監査委員	前田 榮一

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
藤江 正祥	札幌市北区屯田9条1丁目6番5号
山本 剛司	札幌市清田区平岡公園東2丁目6番1号
齊藤 寿徳	札幌市豊平区月寒西3条8丁目1番17号
水野 克也	札幌市豊平区月寒中央通7丁目7番7-305号
出雲 栄一	札幌市西区笈寒6条9丁目3番20-702号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成13年5月1日から平成14年3月31日まで

真淵監査委員公表

監査公表第4号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から、次のとおり監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

平成13年5月15日

北海道監査委員	土田 弘
北海道監査委員	神戸 典臣
北海道監査委員	谷 慶藏
北海道監査委員	前田 榮一

包括外部監査の結果に関する報告

平成13年3月30日

北海道監査委員	土田 弘 様
北海道監査委員	神戸 典臣 様
北海道監査委員	谷 慶藏 様
北海道監査委員	前田 榮一 様

包括外部監査人 田中 新一

I 監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び北海道外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 監査の対象とした特定の事件（監査のテーマ）

道有林野事業特別会計及びこれに関連する財務

3 監査対象期間

平成11年度。ただし、必要に応じて他の会計年度についても監査の対象とした。

4 監査の対象機関

水産林務部及びこれの業務に関連する出先機関
財団法人北海道森林整備公社

5 監査を実施した期間

平成13年1月10日から平成13年3月16日まで

6 監査補助者

公認会計士 関根 浩・公認会計士 米本憲司・公認会計士 片岡直彦

II 特定の事件（監査のテーマ）を選定した背景と監査の視点

1 テーマ選定の背景

(1) 道有林は、近年、資源的な制約、円高等による輸入材が増加する中で、木材の需給構造が変化し、道産材の需要が停滞していることなどからその収支は悪化しており、道有林野事業会計は、多額の純損失を計上し、平成8年度末には約300億円に近い累

号外第21号

報 告 公 報

積欠損金を抱えていた。平成9年度からは、収益性・採算性重視から公益性を優先した森林整備を推進することとし、資本剰余金で累積欠損金を補填して解消し、従来の公営企業会計から、より適した会計として特別会計に移行したが、その後も道の一般会計からの負担が減少せず、道の財政負担が大きいの。

(2) 平成9年3月に策定した第5次「道有林基本計画」に基づき管理経営されているが、平成11年12月には、北海道森林審議会から「道有林の管理経営の展開方向に関する提言」がなされ、次期「道有林基本計画」の策定が予定されていること。この機会に外部の第三者の目で監査を行う意義があると判断して、監査のテーマとした。

2 監査の視点

- (1) 現行の道有林基本計画では、道有林を社会資本として位置付け、公益性重視の事業計画を進めるため、特別会計へ移行したが、公益林の割合が増加し、生産林の割合が減少することにより、一般会計繰入金が増加しているか。また、一般会計繰入金は、結果として収支差額となっているが、合理的な負担となっているか。また、道債の残高は、元金償還を超える道債の発行が続いているため累積しているか。道債の償還は、育林して成長した木を処分した代金で償還することを予定しているが、将来の木材販売収入だけで償還が可能なのかどうか。
- また、不足する償還財源は、道の一般会計からの繰入金に依存するとしても、厳しい道財政を考慮した道債の発行をどのように考えているのか。
- (3) 道有林野事業に係る事業の管理及び運営は、関係法令等にしたがって適切に行われているか。また、「住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果をあげるべき原則」と「組織及び運営の合理化に努めべき原則」に則り、経済性及び効率性に基づき行われているか。

III 道有林野事業特別会計及びこれに関連する財務の概要

1 道有林野事業特別会計の概要

(1) 道有林の沿革

道有林は、北海道が所有し管理運営する森林で、明治39年から大正11年にかけて国から模範林及び公有林として譲与された森林となっており、道内13支庁82市町村に所在している。

面積は約61万haで北海道の森林面積の約11%を占めている。

道有林は、人工林の造成や天然林の改良など森林の整備に努めながら、戦後の復興や経済の高度成長期の木材需要に応じて、道及び市町村の財政に寄与してきた。

しかし、天然林を中心に伐採が行われたため、森林の蓄積が減少し続けた。長期計画により、森林の回復・整備に努めているが、森林の資源内容は、総じて若齢級の樹木が多く、木材供給力が低下している。また、価格の安い輸入材の需要が増加し、道

産材の需要は低迷している。

歴史をたどりながら、昭和40年に地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計方式により、独立採算を図っていたが、上記に記述したように木材生産による収入だけでは森林整備及び管理費を賄うことができず平成8年度末には300億円近くの累積欠損金となった。

平成9年度からは、公益性重視の管理運営にするため、普通会計の中の「特別会計」として現在に至っている。

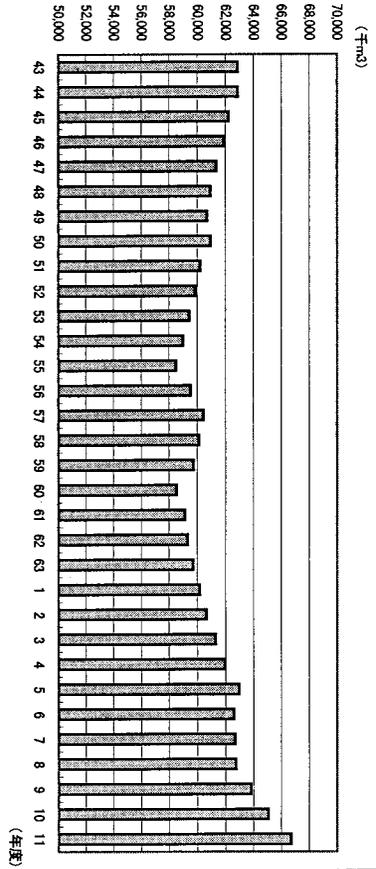
(2) 道有林野事業の概要

区分	内 容
種 苗 事 業	山に植えるための苗木を作る事業
育 林 事 業	山に木を植えるなどして森林に育てる事業 <ul style="list-style-type: none"> 苗木を植える 下刈り (苗木の成長の障害となる雑草等を刈ること。(約5年間)) 徐伐、つる刈り (植えた木の成長を邪魔する木やつる類を取り除くこと。) 枝打ち (余分な枝を切り落とすこと。) 間伐 (人工林が成長して枝と枝が触れ合うようになると間引きを行うこと。) 病害虫や野ねずみの被害を防ぐ作業 経営道 (木を植えたり育てたりするのに必要な簡易な道路を作ること。)
販 売 事 業	立木販売や製品 (丸太) 販売等を行う
治 山 事 業	山地災害の防止や水源の確保のため、公共事業により森林の働きを保つ施設を整えること。
森林土木事業	林道の設置、維持管理
森林管理事業	火災や事故を防ぐ管理を行うこと。
利 活 用 事 業	森林・林業に関する知識の普及・啓蒙、道有林のPRをイベント等を通じて行うこと。

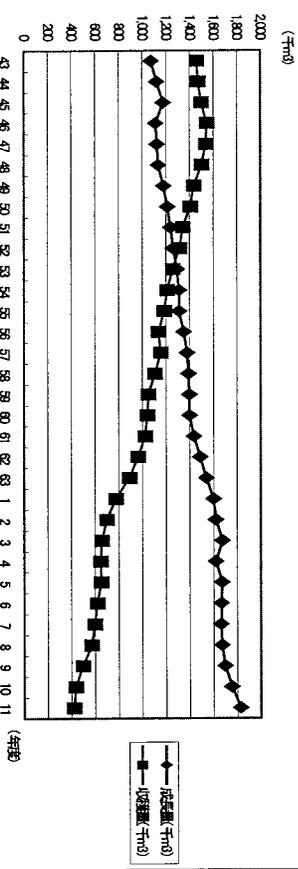
(3) 森林の蓄積及び収獲の推移

道有林の成長量、伐採量及び蓄積の推移は、図に示すとおりで、公益的機能の重視により、最近蓄積が維持回復しつつある。

道有林森林資源の蓄積推移

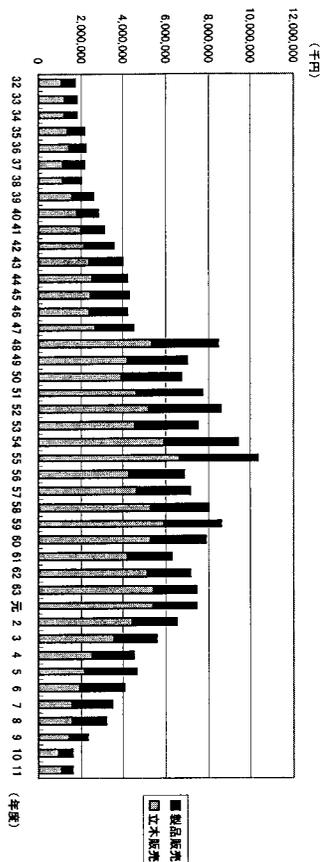


成長量及び収穫量の推移



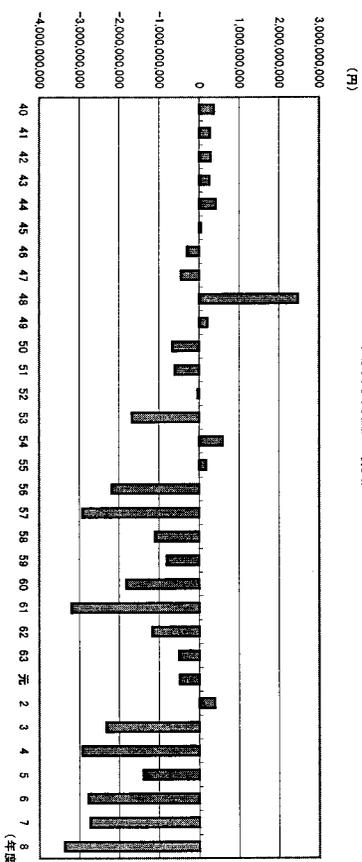
(4) 木材（立木・製品）販売の推移
 昭和55年度をピークに立木及び製品の販売は、減少しており、価格の低迷もあり道有林野事業費への販売収入の貢献は少なく、林業としての生業機能は減少している。

立木及び製品販売額の推移



(5) これまでの道有林野事業収支の概要
 ① 公営企業会計時の収支の概要
 昭和56年度からは、平成2年度を除いて純損失となった。特に平成4年度から平成8年度には年間20億円を超える純損失となっている。（平成5年度を除いて）

年度純利益の推移



北海道有林野事業会計（収益的収入・支出）

	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度
事業収益	4,769,462	4,918,123	4,368,729	3,784,758	3,470,396
事業費用	7,649,094	7,498,182	7,316,976	6,913,876	6,961,509
事業損益	▲2,879,631	▲2,580,059	▲2,948,246	▲3,129,118	▲3,491,113

（単位：千円）

事業外収益	1,375,147	2,160,696	2,253,048	2,452,477	2,498,447
事業外費用	2,079,877	2,116,434	2,189,869	2,251,242	2,305,216
経常損益	▲3,584,361	▲2,535,796	▲2,885,067	▲2,927,882	▲3,297,882
特別利益	889,431	1,190,105	121,597	243,372	496,865
特別損失	240,810	49,684	27,036	49,733	33,158
当期純損益	▲2,935,740	▲1,395,375	▲2,790,506	▲2,734,243	▲2,834,176

(注) 「北海道有林野事業会計決算書」から抜粋

② 特別会計へ移行後の収支の概要
 平成9年度から一般会計の繰入金も歳入とする普通会計の「特別会計」に移行し、歳入歳出の執行の結果、収支差額が計上されている。
 特別会計歳入歳出の推移

(単位：千円)

区	分			平成9年度	平成10年度	平成11年度
	財産収入	物品売払収入	財産貸付収入			
財産収入	2,995,945	1,934,946	1,589,469	141,087	130,210	133,187
使用料及び手数料	12,829	12,542	13,471	57,032	586,299	412,159
諸収入	1,857	814	545	1,857	139,214	138,093
国庫支出金	539,083	639,863	531,129	133,402	639,863	531,129
繰入金	5,667,801	5,505,592	5,688,279	補入金	539,083	531,129
繰越金	1,770,000	2,103,000	1,549,000	繰入金	5,667,801	5,688,279
繰越金	—	346,357	294,615	繰入金	1,770,000	1,549,000
計	11,319,036	11,398,837	10,349,947	繰入金	2,103,000	1,549,000
歳	一般管理費	2,672,392	2,267,016	2,672,392	2,379,930	2,267,016
	維持管理費	544,043	531,925	544,043	1,177,537	531,925
	森林管理事業費	237,042	233,345	237,042	246,089	233,345
	森林整備事業費	3,533,584	3,088,527	3,533,584	3,618,751	3,088,527
	諸支出金	983,201	427,859	983,201	411,788	427,859
計	739,504	1,243,146	739,504	979,268	1,243,146	

出	公債費	利	子	2,262,913	2,290,859	2,293,049
計	10,972,679	11,104,222	10,094,867			
収	支差額	346,357	294,615	255,080		

(注) 「北海道歳入歳出決算に係る附属調査」から抜粋

上記のほかに、道有林に係る歳出が一般会計に計上されている。

(単位：千円)

区	分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
治山事業に係る事業費	6,773,545	5,301,483	5,109,033	6,129,479	6,542,383	
治山事業に係る人件費等	—	—	595,878	611,458	605,890	
道有林管理室人件費	—	—	312,123	309,122	300,767	
退職金	—	—	331,875	112,329	643,442	
林道災害復旧費	—	—	1,696	7,831	19,589	
計	6,773,545	5,301,483	6,350,605	7,170,219	8,112,071	

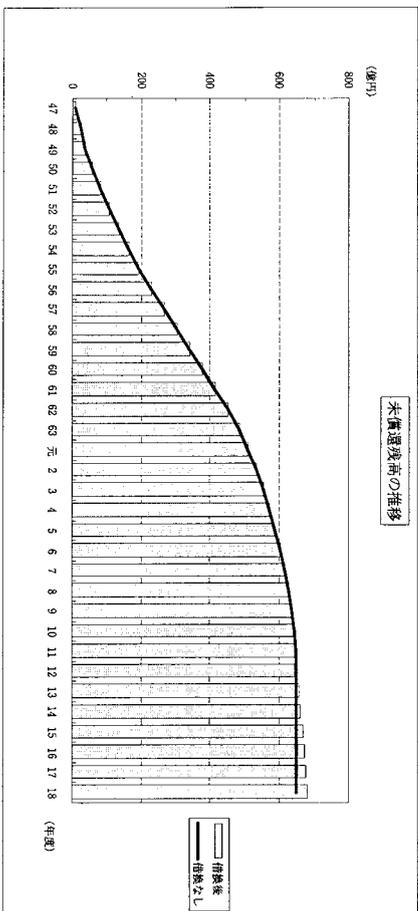
(注) 1：人件費は給与支給実績から集計

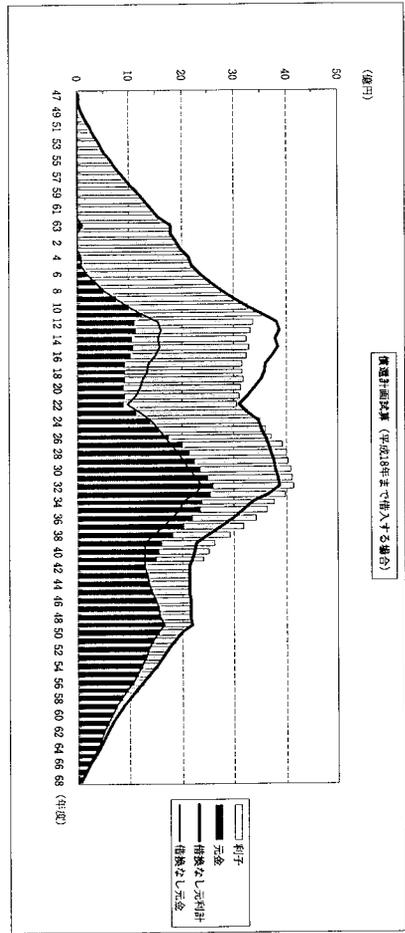
2：道有林野事業統計書から抜粋 (治山事業に係る事業費～本工事費+測量試験費)

3：林道災害復旧費は実績報告書から試算

(6) 道債の推移

道債は、元金償還を超える発行が続いているため、未償還残高が累増しており、道財政への影響が懸念される。





(単位) 借換なし元金
借換なし元金
元金
貸付

(7) 債務負担行為について

森林開発公社宮大規模林道事業取・えりも線に関する債務負担行為として、平成12年度以降平成48年度まで支出予定額3,014,852千円が予定されている。ただし、平成12年度は大規模林道事業再評価結果により、様似・えりも区間の計画の一部を見直すため休止している。

2 道有林野事業特別会計に関連する財務の概要

(1) 治山事業について

① 治山事業の概要
治山事業は、森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水資源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つであり、安全で住み良い国土の確保・定住条件の整備等を行う事業である。治山事業は、国庫補助事業と道費単独事業に区分される。国庫補助事業は、事業費の一部を国が負担・補助するもので、治山治水緊急措置法により策定された治山事業七カ年計画に基づき、緊急かつ計画的に実施されている。道費単独事業は、国庫補助の対象とならない、荒廃林地の復旧及び荒廃のおそれのある林地の予防工事、治山施設災害復旧工事で、特に必要と認められるものについて、道の負担で実施する事業である。

道有林野における治山事業は、道有林野事業と一体的に実施することとされており、各経営区において、治山林道係及び育林係（保安林整備事業等の育林関係の治山事業）が、計画作成、工事契約等の業務に従事している。道有林以外の一般民有林における治山事業は、各支庁において実施されている。

治山事業は、その事業箇所が道有林であるか、一般民有林であるかにかかわらず、国と道の行政上の費用負担で行われるものであり、森林所有者としての費用の負担

はない。つまり、たとえば道有林が一般民有林であっても道の行政上の費用負担額に変化はない。したがって、道有林野における治山事業については、その事業箇所が道有林であり、工事契約等の実施主体が道有林管理センターであっても、森林所有者としての道有林野事業会計が負担すべきものはない。それゆえ、治山事業費はすべて一般会計で処理されており、治山事業に係る人件費も一般会計支弁となっている。

② 治山事業費の推移

道有林野における平成7年度から平成11年度までの5年間の治山事業費は、次のとおりとなっている。

(単位：千円)

事業区分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
	山地復旧	2,031,426	977,608	1,269,250	1,807,318
治山子防	473,805	311,745	378,809	491,623	712,226
事業その他	0	101,764	102,286	91,495	0
防災対策総合	43,035	52,106	56,436	77,543	139,403
水源地域総合	259,612	272,094	1,103,391	1,047,000	811,310
水源地域緊急	803,612	727,084	0	0	0
集落水源地	287,294	313,156	197,354	125,318	156,342
整備水質保全	70,349	0	0	0	0
森林水環境総合	0	80,696	76,650	119,236	209,358
保安林管理	146,468	64,890	22,304	0	0
防災林造成	0	18,643	14,207	6,405	0
造成土砂流出	0	16,665	18,238	14,091	20,664
保安林改良	394,575	416,433	402,340	330,385	458,763
保安林特定	0	130,428	102,269	80,281	61,471
整備保育	598,992	705,327	601,826	521,628	543,730
環境保全	129,008	114,845	139,230	39,638	0
災害	844,004	73,427	0	537,113	235,081
費用	691,365	924,284	610,047	802,699	657,583
単独	0	288	2,541	2,741	3,615
事業	0	0	11,855	34,965	1,628
合計	6,773,545	5,301,483	5,109,033	6,129,479	6,542,383

(注) 1：道有林野事業統計書から引用
2：事業費は、本工事費と測量試験費からなる。

(2) 分収育林制度について

分収育林とは、今後適切な保育や間伐が必要とされる若い人工林を対象に、森林の育成に必要な費用を、①育林地所有者、②育林者、③費用負担者の3者で区分して負担する契約を行い、伐採時の収益は、その負担額の割合に応じて分配する制度である。育林地所有者の大部分が道有林となっており、育林者は財団法人北海道森林整備公社(以下「公社」という。)であり、費用負担者は広く一般から募集している。3者の分収割合は①②③それぞれ30%、5%及び65%となっている。

公社は「分収育林事業」を実施するために道の全額出資により設立された法人であり、昭和61年度から毎年、分収育林の費用負担者を募集してきた。平成11年度末における総募集口数は2,061口(一口の募集額は均等で200,000円)である。既に分収期を迎えたものはなく、平成13年度末から順次分収期を迎えることとなっている。分収育林事業の実施状況は、次のとおりである。

募 集 年 度	林 地 所 有 者 別 面 積 (ha)		募 集 箇 所 数	募 集 口 (口)
	北 海 道	そ の 他		
昭和61	19.68	6.53	26.21	193
62	39.27	-	39.27	286
63	28.81	3.90	32.71	206
平成元	22.28	2.52	24.80	166
2	18.4	3.84	22.24	171
3	17.97	3.64	21.61	164
4	13.99	2.66	16.65	141
5	12.16	3.39	15.55	144
6	14.75	-	14.75	139
7	11.16	2.29	13.45	128
8	12.47	2.45	14.92	136
9	6.24	1.43	7.67	82
10	6.40	-	6.40	64
11	5.02	-	5.02	41
合 計	228.60	32.65	261.25	2,061

(3) 財団法人北海道森林整備公社について

① 公社と道有林との関係

分収育林制度に、公社は育林者として、道有林は育林地所有者として参画している関係にあり、また、道有林は、道有林野における森林管理業務(林野火災の予防巡視等)と調査測量業務(収穫木の調査など)を公社に委託している。

このほか、公社は、道から「道民の森」の管理委託を受けており、独自に、森林評師事業を行っている。

② 公社の財務状況

平成7年度から平成11年度までの5カ年の要約収支計算書及び要約貸借対照表要約収支計算書

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
基本財産運用収入	558	326	317	335	116
事業収入	542,721	616,929	734,688	718,425	688,485
補助金等収入	4,640	4,300	4,822	5,318	4,747
特定預金取崩収入	27,272	1,615	7,271	26,024	25,209
繰入金収入	12,541	34,103	38,843	20,528	624
その他の収入	33,837	30,218	22,920	15,224	12,434
当期収入合計	621,571	687,493	808,863	755,856	731,618
前期繰越収支差額	11,264	11,051	12,417	16,071	18,653
収入合計	632,835	698,544	821,280	801,927	750,272
事業費	494,638	519,566	627,961	632,104	626,595
管理費	73,274	62,265	67,440	70,244	71,045
特定預金支出	17,265	36,580	41,252	19,675	3,073
繰入金支出	12,541	34,103	38,843	20,528	624
租税支出	4,157	13,464	15,054	8,237	729
その他の支出	19,908	20,147	14,657	32,483	28,593
当期支出合計	621,784	686,127	805,209	783,274	730,661
当期収支差額	213	1,366	3,653	2,582	956
次期繰越収支差額	11,051	12,417	16,071	18,653	19,610

要約貸借対照表

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
要約貸借対照表					

(単位：千円)

流動資産	178,573	226,209	270,520	263,779	231,550
現金預金	166,817	210,648	247,301	243,955	219,529
その他の	11,756	15,561	23,219	19,823	12,020
固定資産	47,285	49,295	49,469	73,403	92,710
分収森林	23,184	24,729	26,027	26,932	29,288
社有林	20,642	20,642	20,642	43,062	43,062
その他の	3,458	3,924	2,799	3,408	20,360
資産合計	225,859	275,505	319,989	337,182	324,261
流動負債	13,047	24,352	31,028	28,053	17,004
分収金預り金	4,122	4,049	4,834	4,779	7,128
その他の	8,925	20,302	26,194	23,274	9,875
固定負債	41,522	43,154	42,806	41,972	38,500
分収育林前受金	32,875	34,931	35,309	35,324	34,682
その他の	8,646	8,223	7,496	6,648	3,817
負債合計	54,569	67,507	73,834	70,026	55,504
正味財産	171,289	207,998	246,154	267,155	268,756
(うち基本金)	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)	(50,000)
負債・正味財産合計	225,859	275,505	319,989	337,182	324,261

IV 外部監査の結果と改善意見

1 監査の総括

道有林野事業は、平成9年度に公営企業会計から特別会計に移行し、森林を「公益林」、 「併用林」、 「生産林」に区分し、木材生産と公益的機能の発揮の双方を目的として、管理運営されている。

経営状況を見ると、特別会計の歳入に占める木材販売収入は2割程度に過ぎず、もはや道有林野事業費の財源としては期待できず、社会資本として公益性を重視した森林整備を進める観点から、公益性の発揮に必要な経費として5割を超える額を一般会計から繰り入れている。

また、一方で、昨年12月には、林政改革大綱により、公益性を重視する政策へ転換するという国の方針が示されている中で、道有林においても、今後、社会資本として、一層の公益的機能（特に生活水の確保・自然環境保全の役割）を発揮していくためには、

多額の一般会計からの繰入金などの道民の負担が見込まれる。

しかし、現行の道有林野に係る事業費は、特別会計と一般会計のそれぞれに計上されているので、歳入歳出の全体が不明確であるほか、森林の機能区分ごとの費用対効果及び道有林管理センター別等の収支が把握されていない。

今後は、これらが明確になるような計算システムを構築し「費用対効果」を数値化して、事前・事後の評価ができるように管理することが望まれる。

また、次の道有林基本計画の策定に当たっては、より効率的な事務執行や組織体制の確立により、これまで以上に経費節減に努めるとともに、道有林の基本的な役割及び経費の負担の在り方、道有林に係る全体の歳入歳出、森林の機能区分ごとの整備目標や費用対効果などを明らかにして、専門家を含めて広く道民の意見を取り入れて検討されることを期待する。

2 販売事業について

(1) 販売契約の推移

過去5年間の販売契約の推移は下表のとおりとなっており、平成11年度に販売単価が上昇した以外は、販売数量・販売単価ともほぼ一貫して低落傾向にある。

区	分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
		立木販売	千円	1,600,545	1,579,886	1,459,225
	円/m ³	3,794	3,723	3,582	2,677	2,938
	m ³	117,916	97,352	59,734	49,425	38,994
製品販売	千円	1,881,662	1,565,189	882,466	619,834	497,593
	円/m ³	15,958	16,078	14,773	12,541	12,761
副産物	千円	100,045	103,442	212,190	153,531	143,154
販売金額合計	千円	3,582,253	3,248,519	2,553,882	1,734,522	1,700,498

(注) 木を売るには、山に生えたままの木を売る立木販売と伐採して丸木にして売る製品販売に大別される。副産物は山菜や笹竹・土石などの木や丸木のほかに販売する産物をいう。

(2) 契約方法別販売量・販売金額（平成7年度と平成11年度の対比）

区	分	平成7年度		平成11年度	
		競争入札	随意契約	競争入札	随意契約
			計		計

立木販売	件数(件)	246 (43.6)	318 (56.4)	564 (100.0)	157 (30.3)	361 (69.7)	518 (100.0)
	材積(m ³)	201,135 (47.7)	220,738 (52.3)	421,873 (100.0)	149,199 (41.4)	211,477 (58.6)	360,676 (100.0)
製品販売	金額(千円)	666,463 (41.6)	934,082 (58.4)	1,600,545 (100.0)	513,012 (48.4)	546,738 (51.6)	1,059,750 (100.0)
	件数(件)	539 (81.9)	119 (18.1)	658 (100.0)	194 (81.5)	44 (18.5)	238 (100.0)
販売	材積(m ³)	93,894 (79.6)	24,022 (20.4)	117,916 (100.0)	31,862 (81.7)	7,132 (18.3)	38,994 (100.0)
	金額(千円)	1,533,071 (81.5)	348,591 (18.5)	1,881,662 (100.0)	396,929 (79.8)	100,663 (20.2)	497,593 (100.0)

販売の際の契約方法としては、競争入札と随意契約がある。競争入札は販売予定価格を超え、最も高い応札者に販売するものであり、随意契約は販売予定価格を下回らない限度で契約の相手方を競争によらない方法で選択して販売するものである。

随意契約の割合を平成7年度と平成11年度と比較すると、立木販売(材積ベース)については、平成7年度では52.3%、平成11年度では58.6%であり、また、製品販売(材積ベース)については、平成7年度では20.4%、平成11年度では18.3%である。全体としては、立木販売の約5割から6割、製品販売の約2割が随意契約で販売されている。

販売先別にみると、下表のとおり、随意契約の販売のうち、その大半は林産協同組合に対するものである。

区	分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	
		材積(m ³)	220,738	228,017	180,894	169,194	211,477
立木	随意契約	金額(千円)	934,082	871,526	605,874	452,399	546,738
	材積(m ³)	191,929 (86.9)	192,385 (84.4)	160,810 (88.9)	147,695 (87.3)	183,109 (86.6)	
販売	うち林産協同組合	金額(千円)	818,825 (87.7)	769,255 (88.3)	551,701 (91.1)	402,702 (89.0)	494,792 (90.5)

製品販売	随意契約	材積(m ³)	24,022	19,097	9,912	9,040	7,132
	金額(千円)	348,591	291,792	157,336	117,979	100,663	
うち林産協同組合	材積(m ³)	19,012 (79.1)	14,720 (77.1)	7,279 (73.4)	7,396 (81.8)	5,907 (82.8)	
	金額(千円)	294,767 (84.6)	240,958 (82.6)	114,833 (73.0)	97,039 (82.3)	84,798 (84.2)	

(注) ()内の数字は、随意契約の販売のうち林産協同組合に対する販売の割合である。

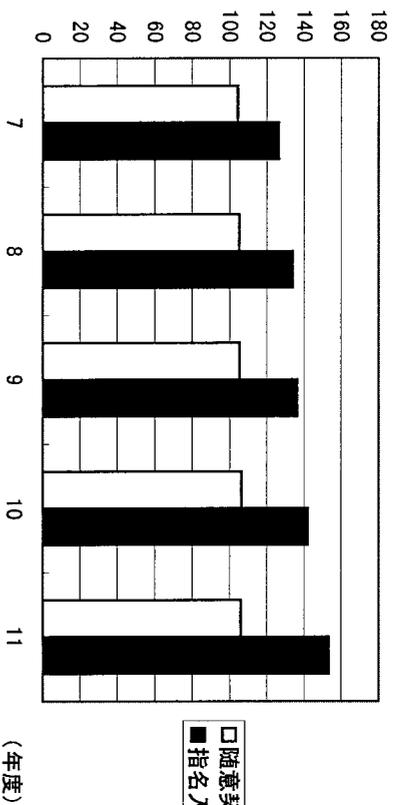
「道有林野産物販売の基本方針」(平成8年6月14日付け経営第434号)では、道有林の山元及び関連地域の林産業の振興を基本方針の一つとしており、この基本方針に基づいて、「道有林野産物の販売基準」(平成10年12月3日付け道有林第15109号)では、「山元及び関連地域に所在し、中小企業等協同組合法に基づき素材生産、製材、木工等を主たる業務とする者を組合員とする事業協同組合で、特に随意契約により、立木、素材の供給を図る必要がある場合は、道有林材への依存度、外材への依存度及び活動状況等を勘案して供給量を定める。」としている。

地方自治法施行令第167条の2の規定では、地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合を掲げており、北海道財務規則では、その運用を規定している。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「...その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」として、北海道財務規則運用方針第3節(随意契約)関係第1項¹⁸⁾では、「その他特に知事が必要と認める契約をするとき」と定められており、林産協同組合については、「道有林産物の販売基準」に該当し、その育成強化を図る必要がある場合において、この運用方針を適用して産物を販売することとしている。

このため、各道有林管理センターにおいては、林産協同組合の活動状況、道有林野材及び外材への依存度等を調査のうえ、販売予定量を作成し、計画的に販売を行っている。

(3) 販売契約別の開差率(予定価格に対する販売価格の割合)

予定価格に対する販売価格の開差率の推移(立木販売)



(単位：千円)

区分	分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
		立木販売	934,082	871,526	605,874	452,399
立木販売	随	895,606	829,874	574,874	425,917	515,994
	契	104.3	105.0	105.4	106.2	106.0
立木販売	販	666,463	708,360	853,350	508,756	513,012
	指	527,260	529,279	626,364	358,343	338,190
立木販売	名	126.4	133.8	136.2	142.0	151.7
	札	348,591	291,792	157,336	117,979	100,663
製品販売	随	340,941	283,291	152,817	114,756	96,631
	契	102.2	103.0	103.0	102.8	104.2
製品販売	販	1,533,071	1,273,396	725,129	501,855	396,929
	指	1,341,452	1,106,737	670,051	461,137	358,038
製品販売	名	114.3	115.06	108.2	108.8	110.9
	札	開差率(%)				

立木販売、製品販売ともに競争入札の方が随意契約に比べて開差率は大きくなくなってきている。製品販売についてみると、随意契約の開差率が103%前後、競争入札の開差率が110%前後の横ばいで推移している。これに対して、立木販売は、随意契

約の開差率は105%前後の横ばいで推移しているものの、競争入札は年々開差率が大きくなってきており、平成11年度は151.7%に達している。

(4) 販売予定価格の算定について

立木の販売予定価格は、「立木価格評定要領」に基づいて、市場価逆算方式により、製品にしたときの市場価格から、伐木造材、集材、運材に要する事業費を差し引いて積算されている。

立木販売については、競争入札の開差率が全体として年々大きくなっており、開差率が特に大きな事例も下表のとおり見受けられる状況である。

〈開差率が大きい事例(平成11年度)〉

経営区分	伐採種	本数(本)	材積(m ³)	予定価格(円)	販売価格(H)	開差率(%)	契約形態
A	トドマツ間伐	3,045	1,218	1,516,200	5,134,500	338.6	競争入札
B	トドマツ間伐	2,866	780	496,650	2,205,000	444.0	競争入札
C	カラマツ間伐	1,360	635	1,213,800	3,339,000	275.1	競争入札
D	トドマツ間伐	1,106	462	578,000	1,352,400	234.0	競争入札

このように開差率が上昇しているのは、近年、道内において国有林や道有林から販売される立木の絶対量が減少し競争を激化させていることが要因の一つと考えられる。また、立木販売は、樹材種ごとの品等が明確になっている丸太を販売する製品販売とは異なり、立木のままで販売する方法であり、買い手側の評価に差が現れやすい方法であるという面もある。すなわち、現行の価格評定は伐採・造材等の平均的な工程を用いて作成されているため、業者の造材技術力、販売ルートの有無や年間の事業執行計画等の様々な要因により、業者間で入札時の評価に大きな差が生じる場合が考えられる。

しかし、開差率が特に大きな事例があることを鑑みると、一方では、評定に当たった際の調査技術や評定方法の検証も必要ではないかと考える。特に、現行の「立木価格評定要領」は、従来のチェーンソーやトラクタによる伐出作業を前提として事業費を積算しているが、近年の高性能林業機械の導入による造材形態への移行を考慮に入れると、今後は、造材形態や市場の動向等の現状分析を的確に行い、実態に合った積算基準について検討する必要があると考えられる。

(5) 林産協同組合に対する販売について

前述したように、林産協同組合に対しては、その育成強化を図る必要があるとの理由から、販売予定量を作成のうえ、随意契約により計画的に販売を行っている。しかし、林産協同組合及びその構成員については、その活動状況、道有林野材等への依存

第11号外報

北 興 公 報

度等は把握されているものの、決算書等は入手されておらず、経営状況の把握が行われていないのが実態である。したがって、林産協同組合への随意契約による販売、その必要性について不断に検討された結果ではないものと考えられる。

以上の状況及び道有林野事業の経営状況を勘案すると、随意契約による林産協同組合に対する販売については、その必要性や在り方について検討すべきではないかと考えられる。

(6) 製品販売について
道有林の木材販売のうち、製品販売は、資源状況等から適地が減少している等の事情により、実施している道有林管理センターの数も、平成11年度の7箇所から平成12年度には4箇所となっている。

しかし、一部の製品販売において、立木販売にした方が収益が高いと認められる事例もあり、経済性を十分留意しないままに、造材部門を持たない製材業者や小規模な需要者等に製品販売により材を供給している。

最適な条件で木材販売し、道有林の効率的な経営を図るためには、販売の対象となる立木が立木として販売するか付加価値を高めて製品販売するかについて比較検討して判断すべきではないかと考えられる。

造材部門を持たない製材業者や小規模需要者等に対しては、別の観点から検討が望まれる。

3 森林土木事業について

(1) 森林土木事業とは
道有林の路網としては、効率的な林業経営の展開や適正な維持管理のための恒久的な施設である林道、林道を補完し、森林施業の合理化を図るため継続的に使用する施設である基幹作業道、植栽、保育等、森林保全のための簡易な施設である経営道がある。

森林土木事業は、林道の開設・改良、林道の維持管理に関する事業であり、基幹作業道や経営道の新設や維持管理は育林事業に属する。

道有林の路網現況 (平成12年3月31日現在)

区分	管理延長(km)	目的等
林道	2,883	効率的な林業経営の展開や森林の適正な維持管理のための恒久的な施設
基幹作業道	91	林道を補完し、森林施業の合理化を図るため継続的に使用する施設
経営道	9,439	森林整備(植栽、保育等)、森林保護のため使用する簡易な施設

(2) 事業量の推移
平成7年度から平成11年度までの5年間の事業量の推移は、下表のとおりとなっている。

(単位：延長km、請負費千円)

区分	平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度	
	延長	請負費								
開設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
改良	1.3	196,030	0.9	209,274	1.4	213,232	1.4	209,684	1.3	224,175
林道維持	1,598.3	198,767	1,586.6	198,296	1,968.3	217,874	1,637.8	203,276	1,756.9	181,898
林道災害	48.9	91,245	37.3	97,335	47.4	101,117	53.9	95,088	75.3	169,884
林地保全	10	34,751	8	31,596	13	37,303	15	41,831	15	44,814
合計	1,648.5	520,813	1,624.8	536,501	2,017.1	569,526	1,693.1	549,879	1,833.5	623,771

(注) 1：林地保全は箇所数
2：林道災害は、国庫補助の対象とならない自力災害のみを集計
3：道有林野事業照査報告書

開設事業は、林道施設の新設又は改築を目的とする事業であるが、道有林においては、幹線となる林道の基盤整備は終了していることから、林道の新設・舗装計画はない。

改良事業は、車両の大型化・重量化に伴い、開設当時の規格・構造では対応できなくなった林道に対して、路盤の改築や橋の架け替えなど国庫補助事業により林道の一部を改良する事業である。

維持事業は、林道施設の機能を発揮させるため維持等を行う事業である。

災害復旧事業は、暴風、洪水などの異常な天然自然現象により被災を受けた林道を復旧する事業であり、国庫補助の対象となるもの(公共災害)と対象とならないもの(自力災害)がある。

(3) 林道災害復旧事業について
林道災害復旧事業は、公共災害と自力災害とに区分されるが、公共災害とは、林道施設災害復旧事業国庫補助対象のものであり、自力災害は補助の対象とならないものをいう。
林道災害復旧事業の事業量は、下表のとおりとなっている。

(単位：延長km、請負費千円)

区 分	平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度	
	延長	請負費	延長	請負費	延長	請負費	延長	請負費	延長	請負費
林道	2.7	508,306	0.9	156,345	0.1	58,800	1.0	358,367	4.6	888,265
公共	48.9	91,245	37.3	97,335	47.4	101,117	53.9	95,088	75.3	169,884
災害										
合計	51.6	599,551	38.2	253,680	47.5	159,917	54.9	453,455	79.9	1,058,149

(注) 林道災害復旧事業実績報告書・道有林野事業照査報告書

公共災害の取扱いについては、次のとおり変遷している。

年 度	取	扱	い
昭和40年度から平成3年度	事業費、補助金ともに全て道有林野事業会計で処理		
平成4年度から平成8年度	補助残を起債措置するため、一般会計で処理することとなったが、道費負担(事業費から国庫補助金と起債額を差し引いたもの)と地方交付税措置されない分(起債額の95%は地方交付税措置されるのでその残り)を林道災害復旧繰出金として一般会計へ繰出し		
平成9年度から	全て一般会計で処理		

特別会計移行後、本来、林道管理者として特別会計で負担すべきものが平成9年度から平成11年度の合計で29,116千円(事業費の約2.2%)あるが、これを一般会計で処理しているため、その分、一般会計繰入金金額が少なくなっている。

4 治山事業について

治山事業費による植付け・保育等の実行面積は下表のとおりであり、つる切り・除伐を除いて、道有林野における植付け・保育のうち、実行面積ベースで概ね3割から4割が、治山事業費によって実行されている。

(単位：ha、%)

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
	造林事業	771(78.5)	848(63.5)	966(80.3)	1,143(82.4)
地拵					
治山事業	211(21.5)	487(36.5)	237(19.7)	244(17.6)	202(17.7)
え					
計	982(100)	1,335(100)	1,203(100)	1,387(100)	1,139(100)
植付					
造林事業	754(57.8)	772(63.2)	865(59.9)	971(68.1)	1,088(68.3)

取	治山事業		578(40.1)		455(31.9)		506(31.7)	
	計	1,305(100)	1,222(100)	1,443(100)	1,426(100)	1,594(100)	1,594(100)	
下	造林事業	7,176(66.4)	6,869(65.2)	6,762(64.5)	6,330(62.1)	6,449(63.8)	6,449(63.8)	
	治山事業	3,638(33.6)	3,663(34.8)	3,715(35.5)	3,870(37.9)	3,652(36.2)	3,652(36.2)	
り	計	10,814(100)	10,532(100)	10,477(100)	10,200(100)	10,101(100)	10,101(100)	
つる	造林事業	7,230(89.9)	8,135(88.4)	8,537(91.2)	9,643(94.3)	5,475(88.9)	5,475(88.9)	
	治山事業	814(10.1)	1,065(11.6)	822(8.8)	577(5.6)	681(11.1)	681(11.1)	
除	計	8,044(100)	9,200(100)	9,359(100)	10,220(100)	6,156(100)	6,156(100)	
伐	造林事業	335(55.2)	348(49.6)	427(65.5)	615(78.8)	219(62.4)	219(62.4)	
	治山事業	272(44.8)	354(50.4)	225(34.5)	165(21.2)	132(37.6)	132(37.6)	
枝打	計	607(100)	702(100)	652(100)	780(100)	351(100)	351(100)	

(注) 1：道有林野事業照査報告書から集計

2：造林事業は作業対象を小班単位とし、実際に作業する面積は小班の一部であるのに対し、治山事業は実際に作業する区域面積を作業対象としている。

3：治山事業に比較して過去に造林事業で植栽した林分が多く、また、つる切り・除伐の対象となるⅢ～Ⅴ年齢級の林分が多いため、治山事業のつる切り・除伐の割合は低い。

植付け・保育に係る治山事業費と造林事業費については、下表のとおりとなり、治山事業費が、平成10年度を除いて造林事業費を上回る状況となっている。

(単位：千円)

区 分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
保安林改良事業	394,575	546,861	504,609	410,666	520,234
保育事業	598,992	705,327	601,826	521,628	543,730
水源地域整備事業	374,793	442,365	437,761	330,447	277,052
治山事業費計	1,368,360	1,694,553	1,544,196	1,262,741	1,341,016
造林事業費(路網の新設維持費を除く)	1,297,259	1,314,934	1,262,709	1,440,623	1,073,762

(注) 1：道有林野事業統計書・道有林野照査報告書から集計

2：造林事業費は道有林野事業会計で計上されており、治山事業費は一般会計で計上されている。

3：治山事業の実施に必要な路網の新設等の経費は、治山事業費に含まれていない。

以上のように、道有林野への治山事業の積極的な導入により、道有林野における植付け・保育の相当部分は、治山事業費によって実行されている。

5 団地育林の工事請負費について

植付け・保育等の育林事業については、ある一定の地域を限定して、その地域(団地)ごとに年間の育林事業をまとめて、一括請負契約としている。この団地ごとの育林事業の請負については、北海道財務規則運用方針(随時契約)関係第1項(二)「契約の目的物が代替性のないものであるとき。」を適用して、随時契約で実施されている。適用の理由は、次のとおりである。

項目	適用の理由
育林事業において、同一年度内に更新、保育、保護等の作業を一括して契約するとき	育林事業は継続的な施業であり、作業現場が広範囲に散在していることなどから、見積りの積算や事業の実施に当たっては、林分ごとの過去の保育経過を的確に掌握し、現場に熟知したものでなければ困難であること、また、春季から秋季まで作業が長期間にわたって多種多様な作業を適期に行う必要があるという特殊性があることから、同一の請負事業体が継続的に実施する必要があるが、他に替わる事業体がない。

(注) 道有林管理室より提示された資料より作成

平成11年度の団地育林の契約状況は、下表のとおりである。

(単位：円)

経営区	団地	請負業者	予定金額(A)	請負金額(B)	(B)/(A)
函館	函館団地	A企業組合	30,358,650	30,205,510	99.5%
	恵山団地	B林産協同組合	21,699,300	21,572,403	99.4%
松前	松前団地	C林産協同組合	39,118,800	38,693,550	98.9%
	朱太川団地	D株式会社	17,173,562	17,116,862	99.7%
倶知安	尻別川団地	E林産協同組合	21,440,498	21,353,502	99.6%
	厚真・追分団地	F林業協同組合	25,001,550	24,885,000	99.5%
苫小牧	穂別団地	G株式会社	17,455,200	17,399,567	99.7%
	由仁団地	H株式会社	6,502,650	6,457,500	99.3%
浦河	浦河団地	I林産協同組合	38,449,950	38,060,400	99.0%
	滝川団地	J林産協同組合	30,936,150	30,313,500	98.0%
滝川	浦臼団地	K株式会社	8,967,000	8,820,000	98.4%

岩見沢	月形団地	L株式会社	2,797,200	2,730,000	97.6%
	当別団地	有限会社M	4,158,000	4,074,000	98.0%
留萌	奈井江団地	株式会社N	2,838,150	2,782,500	98.0%
	栗沢団地	個人O	6,918,450	6,825,000	98.6%
旭川	留萌団地	P林業協同組合	22,262,100	21,945,000	98.6%
	上川団地	Q林産協同組合	19,065,900	18,690,000	98.0%
	旭川団地	R株式会社	16,091,250	15,750,000	97.9%
	当麻団地	S林産協同組合	26,660,550	26,040,000	97.7%
美深	東川団地	T林産協同組合	25,217,850	24,759,000	98.2%
	天塩川右岸団地	U林産協同組合	55,953,450	55,650,000	99.5%
	天塩川左岸その1	K株式会社	8,178,450	8,085,000	98.9%
	天塩川左岸その2	V林産協同組合	14,012,250	13,965,000	99.7%
名寄	音威子府団地	W林産企業協同組合	4,355,400	4,347,000	99.8%
	智恵文団地	K株式会社	7,498,050	7,455,000	99.4%
	名寄団地	有限会社X	4,228,350	4,074,000	96.3%
	士別団地	有限会社Y	9,035,250	8,946,000	99.0%
興部	風連団地	株式会社Z	7,892,850	7,812,000	99.0%
	住吉団地	a林産協同組合	42,724,500	42,315,000	99.0%
	雄武団地	b林産協同組合	63,787,500	63,105,000	98.9%
	美幌団地	c造林企業組合	44,301,600	43,528,800	98.3%
北見	津別団地	d株式会社	60,977,700	59,430,000	97.5%
	訓子府団地	e株式会社	42,061,950	41,160,000	97.9%
	最上団地	K株式会社	29,814,750	28,980,000	97.2%
浦幌	浦幌団地	f林産協同組合	26,638,500	26,459,867	99.3%
	浦幌団地	有限会社g	17,899,350	17,821,957	99.6%
池田	忠類団地	h株式会社	27,830,250	27,699,000	99.5%
	豊頃団地	i株式会社	29,950,200	29,778,000	99.4%
厚岸	厚岸団地	j協同組合	30,542,400	30,139,083	98.7%

計	910,795,510	899,224,001	98.7%
---	-------------	-------------	-------

経営区によって分割している団地の数は異なっており、各団地とも予定金額のほぼ100%に近い金額で契約されている状況にある。団地育林の事業費は、道有林独自の積算基準（造林事業請負設計書作成要領）により予定金額が算出されており、その育林事業費の構成内容は次のとおりとなっている。

道有林野事業に係る育林事業費の構成

育林事業費	直接事業費	直接費
	間接事業費	諸経費
		消費税相当額

直接費は育林事業標準工程表に基づいて積算されるが、諸経費は直接費に所定の率を乗じて、間接事業費は直接事業費に所定の率を乗じて算出される。この諸経費率及び間接事業比率は、1,000万円、3,000万円、5,000万円を基準として段階的に低率が適用されることとなっている。したがって、複数の団地に分割されている経営区においては、団地の集約化を図ることにより、育林事業費の削減が見込まれることになる。

仮に、直接費が2,400万円の一括して発注した場合と、3団地に分割して発注した場合を比較すると、次のとおりとなり、約4%の事業費の削減が可能となる。

分割発注した場合

区 分	A 団 地	B 団 地	C 団 地	合 計 (a)
直接費	9,000,000	8,000,000	7,000,000	24,000,000
諸経費	990,000	880,000	770,000	2,640,000
直接事業費計	9,990,000	8,880,000	7,770,000	26,640,000
間接事業費	3,296,000	2,930,000	2,564,000	8,790,000
総計額	13,286,000	11,810,000	10,334,000	35,430,000
消費税相当額	664,300	590,500	516,700	1,771,500
設計価格	13,950,300	12,400,500	10,850,700	37,201,500

一括発注した場合

区 分	D 団 地 (b)
直接費	24,000,000
諸経費	1,848,000
直接事業費計	25,848,000
間接事業費	8,064,000
総計額	33,912,000
消費税相当額	1,695,600
設計価格	35,607,600

増減

区 分	(a)	(b)
直接費		0
諸経費		792,000
直接事業費計		792,000
間接事業費		726,000
総計額		1,518,000
消費税相当額		75,900
設計価格		1,593,900

このように育林事業費の削減を図る観点から、また、造林業者及び林業労働者の動向を勘案すると、今後、団地及び請負事業体の集約化を進める必要があるのではないかと考えられる。

6 利活用事業について

利活用事業は森林・林業に関する知識の普及啓発や道有林のPRのために様々な行事を開催しているが、その開催状況は、次のとおりである。

〈利活用事業として実施した催事回数の推移〉

区 分	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年度	
					実施回数	センター毎の平均
植樹祭等	27	25	33	34	30	2.3
森の市等	22	28	33	40	35	2.7
森林学習	31	50	63	59	58	4.5
森林シク等	36	31	59	48	55	4.2
計	116	134	188	181	178	13.7

(注) 道有林管理室より提示された資料より作成

〈前記の催事への参加者数〉

区 分	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年度	
					参加者数	センター毎の平均
植樹祭等	1,943	2,080	3,296	3,845	2,687	206.7
森林学習	2,107	2,195	2,606	2,447	2,252	173.2

森林レク等	2,085	5,212	3,793	3,005	3,378	259.8
計	6,135	9,487	9,695	9,297	8,317	640.0

(注) 1: 道有林管理室より提示された資料より作成

2: 「森の市等」は参加者数を集計するのが困難のため参加者数には未集計

平成9年度以降は、利活用事業を道有林基本計画に位置づけ、業務の執行体制の整備やメニューの充実を図っており、開催数で概ね180回、参加者数で8,000～9,000名の規模で実施している。平成11年度には、1センター当たりおよそ14回の行事を実施し、640名程が参加した。

利活用事業を実施するための組織として、13センターすべてに以下の人員を配置している。

(金額単位: 千円)

所 在 地	特 別 会 計	一 般 会 計	開 連 施 設
センタ	配置人員	平成11年度出	平成11年度算
支庁・林務課			
函館 渡島	2	2,415	
松前 檜山(江差)	1	1,541	
倶知安 後志	2	3,997	羊蹄青少年の森 1 37,433
苫小牧 胆振(室蘭)	2	1,760	
浦河 日高	1	2,512	
岩見沢 空知	2	3,795	道民の森 23,646,877
留萌 留萌(同一庁舎内)	1	1,477	
旭川 上川(同一庁舎内)	2	2,065	21世紀の森 1
美深 上川	2	2,432	トムラ文化の森 12,417
興部 網走	2	2,423	
北見 網走	2	1,886	21世紀の森 1
浦幌 十勝(帯広)	2	2,021	
厚岸 釧路	1	1,320	
計	22	29,651	3,696,727

(注) 1: 平成11年度歳出は「平成9～11年度科目別・部局別収入及び支出額表」より作成

2: 平成11年度予算は平成11年度北海道林業施策概要より抜粋

3: 「21世紀の森」に係る平成11年度予算は「羊蹄青少年の森」に一括集計

4: 施設整備(用地取得等)を含むため平成11年度予算は大

特別会計における平成11年度歳出は、人件費等を除いた直接支出額を集計したものであるが、13センターで総額約3,000万円の事業を実施している。

しかし、表にあるように、センターの近隣にある道の一般会計機関が管理する森林利用施設を設置し、その施設内において道有林の利活用事業で実施される催事と同様の催事を実施している事業もある。本庁所管の施設である「道民の森」では、平成11年度に265千人が同施設を利用し、催事として自然観察会を5月から11月の日・祝日に行うなど平成11年度において計80回実施し、延べ1,995名の参加者を集めている。遊具や野外ステージ、キャンプ場、宿泊、学習のための各種施設を備えた森林利用施設である「道民の森」と、森林そのものの姿を利用する道有林とは一概に比較できないが、道民の森の開催回数と参加者数は、道有林野事業特別会計で実施している岩見沢道有林管理センターの規模を上回る状況にある。

このようなことから、各道有林管理センターで利活用事業を推進するに当たっては、全道的な企画立案は道有林管理室で行い、それぞれのセンターの立地状況に応じ、支庁等との協議連携や役割分担を図るなど、より効率的な実施に努めるべきものと考えらる。

7 道有林野事業債について

道有林野事業債は、公有林整備事業債と一般単独事業債で構成されている。

(1) 公有林整備事業債について

① 林業基盤整備資金(造林資金)の推移

ア 昭和47年度～平成8年度

区	分	起債額(借入額)	元金返済額	平成9年3月残高
昭和47年度～平成8年度まで		64,043,000	1,392,141	62,650,859

(単位: 千円)

イ 平成9年度～平成12年度

(単位: 千円)

区	分	起債額(借入額)	元金返済額	年度末残高
平成9年度		1,770,000	739,504	63,681,355
平成10年度		1,855,000	979,268	64,557,087
平成11年度		1,549,000	1,243,146	64,862,941
平成12年度予算		1,512,000	1,085,650	
平成12年度施業転換(注)		5,758,000	5,758,000	65,289,291

(注) 平成12年度から施業転換資金の対象に追加されたので、既借入金を借り換えた。平成13年度にも約29億円を借換えの予定

② 起債の償還について
ア 最近の償還状況について

(単位：千円)

区 分	公 有 林 整 備 事 業 債		
	元 金	利 息	合 計
平成7年度	344,718	2,212,342	2,557,060
平成8年度	516,751	2,238,763	2,755,514
平成9年度	739,504	2,261,259	3,000,763
平成10年度	979,268	2,290,346	3,269,614
平成11年度	1,243,146	2,289,508	3,532,654

イ 平成12年度からの償還計画

公有林整備事業償還計画

(単位：億円)

年度	償 還 額		借入額	未償還 残 高	年度	償 還 額		借入額	未償還 残 高
	合計	元金 利息				合計	元金 利息		
12	33.6	10.9	22.7	15.1	41	24.0	14.9	9.1	267.4
13	33.1	11.2	21.9	15.2	42	21.5	12.9	8.6	254.5
14	32.4	10.4	22.0	14.8	43	21.5	13.3	8.2	241.3
15	32.9	10.8	22.1	16.9	44	21.4	13.7	7.7	227.5
16	32.4	10.1	22.3	13.7	45	21.5	14.3	7.2	213.3
17	31.5	9.1	22.4	13.4	46	21.7	14.9	6.8	198.4
18	31.5	9.0	22.5	13.1	47	21.7	15.4	6.3	183.0
19	31.7	9.0	22.7	-	48	21.7	15.9	5.8	167.1
20	31.2	8.9	22.3	-	49	21.9	16.6	5.3	150.5
21	31.1	9.1	22.0	-	50	20.1	15.4	4.7	135.1
22	30.5	8.8	21.7	-	51	18.6	14.4	4.2	120.7
23	32.7	11.3	21.4	-	52	17.4	13.7	3.7	107.0
24	34.9	13.9	21.0	-	53	16.3	13.0	3.3	94.0
25	36.1	15.6	20.5	-	54	15.3	12.4	2.9	81.6
26	37.2	17.3	19.9	-	55	14.0	11.5	2.5	70.1

27	39.4	20.1	19.3	-	56	12.7	10.6	2.1	-	59.6
28	40.0	21.3	18.7	-	57	11.4	9.6	1.8	-	50.0
29	40.4	22.5	17.9	-	58	10.1	8.6	1.5	-	41.4
30	40.8	23.6	17.2	-	59	8.8	7.5	1.3	-	33.9
31	41.2	24.8	16.4	-	60	7.8	6.7	1.1	-	27.2
32	41.5	26.0	15.5	-	61	6.8	5.9	0.9	-	21.3
33	39.9	25.3	14.6	-	62	5.9	5.2	0.7	-	16.0
34	37.7	23.9	13.8	-	63	5.1	4.6	0.5	-	11.4
35	36.3	23.4	12.9	-	64	4.3	3.9	0.4	-	7.5
36	34.2	22.0	12.2	-	65	3.4	3.1	0.3	-	4.4
37	31.7	20.3	11.4	-	66	2.3	2.2	0.1	-	2.2
38	29.1	18.3	10.8	-	67	1.6	1.5	0.1	-	0.7
39	26.2	16.0	10.2	-	68	0.7	0.7	0.0	-	0.0
40	25.1	15.5	9.6	-						

(注) 平成18年度まで借り入れるケース

公有林整備事業債は元金償還を超える発行が続いているため、未償還の残高が累増している。

この起債については、公営企業会計では、独立採算性の基本原則により木材販売収入等の事業収入で償還することが原則であり、公債費の償還財源が不足する部分は他会計借入金で補填されていたが、平成9年度から特別会計に移行してからは、一般会計とは区分して経理されていても実質的には一般会計からの負担をあわせて償還の財源に充てており、財政の厳しい状況下にある北海道に与える影響は少なくない。平成12年度には、長伐期施業への転換に応じて償還期限を延伸する施業転換資金制度の対象に公有林が新たに加えられたことから、これを活用して一部を借換えし、償還を先送りすることによって当面の償還予定額が減少しているが、公有林整備事業債の発行については、公益的機能の発揮との関連性を踏まえながらも、より慎重な検討が望まれる。

(2) 一般単独事業債(庁舎整備事業)について

① 平成11年度の一般単独事業債の状況

区 分	名 寄 林 務 署	浦幌道有林管理センター

号外第21号

報 告 公 報 北 興 報

借入額	73,000千円	175,000千円
借入先	北洋銀行 51,100千円 北海道銀行 21,900千円	北海道郵政局
借入時期	平成11年5月	平成11年5月
償還方法	10年償還(うち3年据置)	20年償還(うち3年据置)
利率	1.7%	1.7%

② 平成12年度以降における一般単独事業債の予定

区分	松前道有林管理センター
借入額	155,000千円(予定)
借入先	市中銀行(予定)
借入時期	平成13年5月(予定)
償還方法	未定
利率	未定

なお、上記以外での庁舎整備の近年における状況は、次のとおりである。

- 旭川道有林管理センター(平成11年度建設)及び留萌道有林管理センター(平成4年度建設)の各庁舎については、一般会計で建設した支庁合同庁舎の一部を有償で使用している。
- 岩見沢道有林管理センター庁舎(平成7年度建設)は、道有林野事業会計で建設した。

8 一般会計繰入金について

平成8年度以前は、地方公営企業法を一部適用し、独立採算を原則とした公営企業会計方式により経理されていたので、地方公営企業法に定める「その性質上経営の収入を充てることが適当でない費用」について独自の繰出し基準を定め、一般会計が負担すべき費用として他会計補助金と利息が付された他会計借入金が計上されていた。

平成9年度以降は、森林に対する公益的機能が重要視され、特別会計方式に移行した。

一般会計からの繰入金等の推移

(単位：千円)

区分	企業会計		特別会計	
	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度
一般会計繰入金	-	-	5,667,801	5,505,592
				平成11年度
				5,688,279

他会計補助金	2,396,629	2,562,411	-	-	-
他会計借入金	2,582,657	3,049,065	-	-	-
合計	4,979,286	5,611,506	5,667,801	5,505,592	5,688,279

特別会計への一般会計繰入金の算定に当たっては、公営企業会計時には、同会計で負担していた治山事業に係る人件費及び道有林管理室の人件費等が含まれておらず、一般会計で負担されている。

特別会計に移行した際に負担区分が変更されたが、これらの人件費と一般会計からの繰入金を合わせると、一般会計の負担は減少していない。

現在は、道有林に係る事業のうち、林務行政及び治山事業等の業務は一般会計、道有林の経営等に係るものは特別会計と判断されるが、道民の立場からは、一般会計の負担の合理的な考え方や道有林に係る財務の全体像について、適正な情報開示と説明が期待される。

9 財団法人北海道森林整備公社について

(1) 収益事業と税務上の取扱いについて

財団法人北海道森林整備公社(以下「公社」という。)は、民法第34条の規定に基づいて設立された公益法人であり、行政指導上は、その事業は、寄付行為に定められている公益を目的とする本来の事業(公益事業)と公益事業を補助するために附随的に収益を目的とする事業(収益事業)とに区分される。一方、法人税法上の収益事業は、行政指導上の公益事業と収益事業を問わず、課税の公平性を維持する見地から課税する事業として定められたもので、³³の事業を特定していることから、公益法人が行う本来の事業であっても、法人税法上の収益事業に該当する可能性がある。

事業区分	行政指導上の事業
分収育林事業	公益事業
分収林整備促進事業	公益事業
森林林業普及啓発事業	公益事業
森林管理等受託事業	公益事業
森林評価事業	収益事業
道民の森管理受託事業	公益事業
森林利用事業	公益事業

道民の森管理受託事業は、平成2年9月にオーソリした「道民の森」の管理運営及びその施設利用に伴う使用料の徴収事務について、道から管理委託を受けた事業であ

る。

精算の結果、余剰が生じた場合は返還する約定となっているため、損益はゼロであることから、法人税法基本通達15-1-28の適用が可能かどうか検討すべきと考ええる。なお、道民の森関係では、管理部門1名と指導部門1名の2名が道からの派遣職員であり、本俸については一般会計支弁となっている。(森林利用事業も同様)

(2) 分収育林事業について

分収育林とは、概況に記載のとおり①育林地所有者、②育林者、③費用負担者の3者により、森林を育て、将来の契約期間満了時に収穫(伐採)を行い分配する制度である。その分配割合は①②③それぞれ30%、5%及び65%となっている。平成11年度末における総募集口数は2,061口(一口の募集額は均等で200,000円)60箇所である。育林者として会社が負担する森林管理費は毎年分収森林勘定に資産計上され、平成11年度末で29,288千円となっており、平成13年度末から順次分収期を迎えることとなっている。

その募集案件の平成11年度未累計は、次のとおりとなっている。

(単位：千円)

区	分	内 容	摘 要
総募集口数(口)		2,061	60箇所
総募集額		412,200	2,061×200千円
公社持分合計：A		31,707	412,200/(65/100)×5/100
分収森林勘定残高：B		29,288	
現時点での不足額：A-B		2,419	A>Bの合計：8,822千円、 A<Bの合計：6,403千円
今後見込まれる管理費：C		20,023	年7千円/haの管理費をもとに分収までの年数倍から試算
分収時の分収森林勘定残高：D=B+C		49,312	
分収時に見込まれる不足額：A-D		17,604	A>Dの合計：260千円、 A<Bの合計：17,864千円

(注) 公社より提示された資料から作成

平成11年度の管理費用をもとに分収年次までに発生する見込額が今後分収森林勘定に加算されるものとして、分収までに公社が負担するであろう金額を試算すると、公社の負担額は17,604千円となり全60箇所のうち56箇所は負担額が発生することになる。木材の市況は、当初募集開始(現在のヌキームを考察した時点)に比較して低下しているとも考えられることから更に公社の負担額は膨らむものと推定される。

当初の見込みどおりの販売額を確保できた場合でも、ほとんどの案件が持分額に満たない回収額となり、現状では公社の負担となる見込みと考えられる。

(3) 分収林整備促進事業について

公社が実施している分収林整備促進事業は、平成10年度までは100%道の補助金で実施されていたが、平成11年度からは50%補助となり、公社が50%を負担して事業が実施されている。

平成7年度から平成11年度に至る分収林整備促進事業の収支は次のとおりである。

(単位：千円)

区	分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
補助金収入		3,840	3,500	4,000	3,600	1,600
事業費		3,840	3,500	4,000	3,600	3,200
収支差額		-	-	-	-	1,600

(注) 公社より提示された資料から作成

平成12年度からは上記の分収育林事業の新規募集を休止しているが、依然として、普及活動等は実施されている。

なお、平成13年度からは「分収林整備高度化事業」を行うこととしている。

(4) 森林管理等受託事業について

① 収支状況

森林管理等受託事業は、道有林野事業会計の委託料で支出されている森林管理業務(林野火災の予防巡視等)と調査測量業務(立木の販売のための調査、人工林の成績調査など)からなる。平成7年度から平成11年度の5カ年の収支状況は次のとおりとなっている。

(単位：千円)

区	分	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度
		事業収入	121,336	125,282	159,083	167,896
	森林管理	142,412	129,347	173,601	169,621	168,456
	調査測量	263,748	254,629	332,684	337,517	323,391
	計	263,748	254,629	332,684	337,517	323,391
	事業費	30,532	40,632	57,097	63,819	60,608
	人件費	34,319	27,637	152,497	144,324	143,879
	需要費	159,642	154,102	85,053	87,294	76,922
	請負費	224,494	222,372	294,648	295,438	281,410
	計	224,494	222,372	294,648	295,438	281,410

号外第21号

報 告 書

管 理 費	人 件 費	23,623	20,560	20,059	25,868	24,254
	需 要 費	19,913	16,384	17,363	18,409	19,207
議 費	619	475	870	540	661	
計	44,156	37,421	38,293	44,819	44,123	
そ の 他 の 収 支	4,902	5,164	257	2,739	2,141	
損 益	0	0	0	0	0	

(注) 1: 各年度とも損益ゼロの決算となっている。

2: 事業費については、森林管理業務と調査測量業務とに区分把握されていない。

収支状況の推移をみると、管理費は各年度ほぼ同一水準となっているが、事業収入及び事業費は、平成11年度は平成7年度との対比で、およそ60,000千円の増加となっており、事業費では、人件費・需要費が増加、請負費が減少傾向となっている。これらの要因としては、業務量と再委託率の引下げが考えられる。業務量については、平成8年度から平成9年度にかけて森林管理の業務量の増加が目立つ。

区 分	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度	平 成 9 年 度	平 成 10 年 度	平 成 11 年 度
	森 林 火 災 (日)	1,615	1,599	1,796	1,784
そ の 他 (日)	1,011	952	1,183	1,208	1,082
収 穫 木 調 査 (m ³)	247,989	187,277	214,690	205,634	201,400
人 工 林 調 査 等 (箇所数)	703	660	715	888	950
天 然 林 調 査 等 (箇所数)	-	-	16	226	210
モ ニ タ リ ン グ 調 査 (箇所数)	-	-	-	-	62

(注) 会社から提示された資料より作成

道有林からの委託収入と再委託の割合をみると、関与団体点検評価の指摘により、順次、再委託率の引き下げが行われている。

区 分	平 成 7 年 度	平 成 8 年 度	平 成 9 年 度	平 成 10 年 度	平 成 11 年 度
	森 林 管 理	121,336	125,282	159,083	167,896
調 査 測 量	142,412	129,347	173,601	169,621	168,456
計	263,748	254,629	332,684	337,517	323,391
再 委 託	159,642	154,102	161,156	96,686	11,216
再 委 託 率	60.5	60.5	48.4	28.6	3.4

(単位: 千円、%)

(注) 1: 再委託は技術的業務を含めて請け負わせる場合であるのに対し、労務提供は単独労務の提供を求める場合であることから、労務提供は再委託率の算定からは除外されている。

2: 平成9年度から、森林管理業務の再委託料については需要費で処理されていることから決算上の請負費と一致していない年度がある。

以上のように、関与団体点検評価による直営化が進んでいることから、公社の収支内容も変化している状況にある。

② 委託料の積算基準について
道有林が森林管理業務及び調査測量業務を外注する場合の委託料の積算は、次のとおりとなっている。

区 分	森 林 管 理 業 務	調 査 測 量 業 務
委託料の構成	委託料 = 直接費 + 間接費 + 消費税等相当額	委託料 = 直接費 + 間接費 + 消費税等相当額
間接費の積算	直接費のうち、直接人件費の額に100分の90を乗じて得た額	直接費の額に、100万円以下の場合には47.1%、3,000万円超の場合には28.0%を乗じて算出(100万円超3,000万円以下の場合には算式あり)。公益法人に外注する場合は、算出された間接費の額に0.9を乗じて得た額

(注) 「道有林野の森林管理業務委託事務取扱要領」及び「道有林野事業に係る調査測量業務委託事務取扱要領」から抜粋

直接経費で支出される経費以外の業務の処理に必要な管理経費及び経営上必要な一般管理費が間接費で賄われていると考えられるが、森林管理業務と調査測量業務

ては間接費の積算方法が異なっており、森林管理業務の場合、直接費に対する間接費の割合がほぼ7割となっている事例もある。

平成11年度の苫小牧経営区の事例（森林管理業務）

直接人件費	3,141,000円
その他直接費	1,006,770円
直接費計	4,147,700円
間接費	2,826,230円
消費税	348,700円
委託料	7,322,700円

(注) 間接費の直接費に対する割合は、68.1%となる。

同じ会社に対する委託料の積算において、直接費に対する間接費の比率が、調査測量業務は3割から4割程度であるのに対し、森林管理業務は7割と違いがある。森林管理業務の間接費の考え方は、国の「治山・林道事業に係る設計・調査・測量等を外注する場合の取扱要領」による調査業務の取扱いと業務の実施態様や費目構成が類似していることから、積算方法を準拠している。

治山・林道事業と森林管理業務では、業務目的が異なるため、積算基準をそのまま引用することは実際の業務実施とは違いが生じる場合もあることから、適正な委託料を積算するため、業務の実態に応じた積算要領の検討も必要と考えられる。

現状では、会社は森林管理業務と調査測量業務のコストを区分して把握していないので、それぞれの業務に必要と考えられる間接費の額を算出することは困難であると考えられるが、委託業務の直営化に伴い収支構造も変化していることから、支出状況を踏まえた間接費の積算について検討すべきではないかと考えられる。

(5) 公益法人会計基準から見た改善事項

① 預金について

公益法人の預金は、流動資産の預金、固定資産の預金に分類し、さらに固定資産の預金は、基本財産である預金とその他の固定資産である特定預金に分類すべきところ、会社はすべての預金を流動資産の預金としている。平成11年度末の流動資産の預金残高を分類すると、次のとおりであった。

(単位：千円)

区	分	金	額
基本	本	財	産
			50,000

特定預金	分収育林積立預金	
	分収金預り預金	退職給与積立預金
	7,121	817
特別積立預金	123,187	
一般預金(流動資産)	17,498	
計	219,355	

貸借対照表と財産目録の表示上、固定資産が「有形固定資産」と「その他の固定資産」に区分されているが、「基本財産」と「その他の固定資産」に区分して、基本財産である預金については基本財産の部に、特定の目的を有している特定預金については、その目的を示す適切な科目でその他の固定資産の部に表示する必要がある。

② 計算書類の注記について

計算書類の注記が記載されていない。次の事項については注記の必要がある。
 ・重要な会計方針（資産の評価方法、引当金の計上基準、資金の範囲等）
 ・次期繰越収支差額の内容

③ 資金の範囲について

収支計算書の次期繰越収支差額は、貸借対照表上の資金残高（法人が資金を含めた資産項目から資金に含めた負債項目を差し引いた残高）と一致するが、資金の範囲が、会計方針として注記されておらず、基本財産、特定預金を含むすべての預金が流動資産の預金残高に含まれており、次期繰越収支差額の内容についても注記されていないことから、次期繰越収支差額が貸借対照表のどの科目と対応しているか特定化できない状況となっている。

そこで、実態として収支計算書の次期繰越収支差額が、貸借対照表の資金残高と一致しているのかどうか確認した。

資金の範囲を、流動資産（基本財産と特定預金を除外）と流動負債（分収金預り金を除外）とすると、結果は次のとおり差異が生じたので、原因調査のうえ適正処理する必要がある。

なお、分収金預り金については、その科目の性質上、固定負債として表示してはどうか検討されたい。

(単位：円)

区	分	残	高
			29,693,417
			流動資産合計

流動負債合計	9,875,941
差引資金残高	19,817,476
次期繰越収支差額	19,610,761
差 異	206,715

Ⅴ 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により、記載すべき利害関係はない。

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

北海道印刷製本株式会社
北海道総務部法制課